

HS条約の改正に応じた関税率表の改正

令和 2 年 1 1 月 3 0 日  
関税・外国為替等審議会  
関 税 分 科 会  
財 務 省 関 税 局

# HS品目表の2022年改正(HS2022)への対応

## HS品目表について

- HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS条約附属書の品目表(HS品目表)に適合させる義務がある。そのため、我が国の現行の関税率表(関税定率法及び関税暫定措置法の別表)は、HS品目表に基づいて作成されている。  
(参考)HS条約:商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約。WCO(世界税関機構)において採択され、1988年(昭和63年)1月1日に発効した。2020年10月現在、160か国・地域が批准。  
①関税率の設定、②国際貿易統計の編纂、③原産地の決定、④貿易交渉での活用等をはじめとした、国際貿易の容易化を主目的としている。
- HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、概ね5年毎に改正されている。

## 考慮すべき事項

- 次期HS品目表(HS2022)は、2022年(令和4年)1月1日に発効予定。我が国においては、改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改正。
- HS品目表は、200か国・地域以上で使用され、国際貿易における商品の98%以上が同表に基づき分類されている。そのため、円滑な貿易の実現に資するよう、遅滞のないHS改正への対応が必要。

## 改正の方向性

HS品目表の改正に応じて、関税率表を改正することとしたい。

# (参考)HS2022における改正品目の例

## 新規商品の分類明確化

- 現在、各項の「その他のもの」に分類されている加熱式たばこや電子たばこ、その他のニコチン製品の登場を考慮。項を新設し、分類を明確化。

例) 加熱式たばこ及びニコチン製品



加熱式たばこ



ニコチン  
パッチ

○現行(HS2017)  
加熱式たばこは、パイプたばこなどを含む第24.03項、ニコチンパッチは化学品などを含む第38.24項、それぞれの「その他のもの」に分類。

○OHS2022  
加熱式たばこ等は、第24類「たばこ及び製造たばこ代用品」の中に新設の第24.04項にまとめられる。

## 社会的要請 (食料安全保障)

- 世界的な昆虫食への需要の高まりを背景に、食用の動物性生産品や調製食料品に昆虫のものが含まれるよう、項・号を新設、変更。

例) 食用昆虫



乾燥したもの(イナゴ)

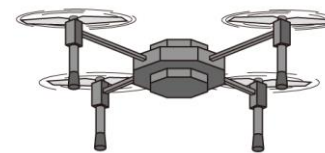
○現行(HS2017)  
昆虫類の乾燥したものは、第04.10項「食用の動物生産品」の「その他のもの」に分類。

○OHS2022  
昆虫類の乾燥したものは、第04.10項に新設される「昆虫類」の号に分類される。

## テロ対策

- 戦略物資と見なされる特定物品(軍民両用物品)のモニタリングを容易にし、テロ対策にも有用であるため、項・号を新設。

例) 無人航空機(ドローン)



○現行(HS2017)  
主たる機能に基づき分類される。例えば、第85.25項「デジタルカメラ」や第88.02項「ヘリコプター」に分類。

○OHS2022  
装備品等の機能によらず、新設の第88.06項「無人航空機」に分類される。